

令和 6 年度  
八郎潟農業水利事業

## 生態系モニタリング調査業務

### 特 別 仕 様 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

# 第1章 総則

(適用範囲)

## 第1－1条

令和6年度八郎潟農業水利事業生態系モニタリング調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

## 第1－2条

本業務は、国営八郎潟土地改良事業計画に基づく生態系モニタリング計画（案）の検討及び保全対象種の現地での生息状況等の調査を行うものである。

(場所)

## 第1－3条

本業務の対象地域は、秋田県南秋田郡大潟村地内で別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

## 第1－4条

共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連携を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員に資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (3) 作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。  
なお、現地の立ち入りに当たっては、監督職員の承諾を得た後、作業に着手するものとする。

(管理技術者)

## 第1－5条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業土木、農業農村工学、農村環境、農村地域・資源計画
	環境	環境保全計画 自然環境保全
	建設	建設環境

	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農業土木 農業－農村環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木 建設環境	
博士	農学 工学	

(担当技術者)

#### 第1－6条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

#### 第1－7条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

#### 第1－8条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(参考図書)

#### 第2－1条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか、次表によるものとする。

名称	発行所	制定(改訂)
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	(公社)農業農村工学会	平成27年5月

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 1 －基本的な考え方、水路整備－	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成 14 年 2 月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 2 －ため池整備、農道整備、移入種－	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成 15 年 3 月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 3 －ほ場整備（水田・畑）－	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	平成 16 年 5 月
国営土地改良事業地区における環境との調和への配慮に関する計画の作成について	－	平成 19 年 2 月 通知

(貸与資料)

第 2-2 条

貸与資料は次表のとおりとする。

番号	貸与資料	数量
1	国営八郎潟土地改良事業計画書	1 式
2	国営八郎潟地区環境配慮計画（案）	1 式
3	平成 26 年度 国営土地改良事業地区調査 八郎潟地区環境配慮調査その他業務報告書	1 式
4	平成 27 年度 国営土地改良事業地区調査 八郎潟地区環境配慮基本方針（案）作成その他業務報告書	1 式
5	令和元年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区環境配慮計画フォローアップ検討業務報告書	1 式
6	令和 2 年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区環境配慮計画補足調査業務報告書	1 式
7	令和 3 年度 八郎潟農業水利事業 生態系モニタリング計画策定業務報告書	1 式
8	令和 4 年度 八郎潟農業水利事業 生態系モニタリング計画補足その他業務報告書	1 式
9	令和 4 年度 八郎潟農業水利事業 A 1-4 幹線用水路施工計画検討その他業務報告書	1 式
10	令和 4 年度 八郎潟農業水利事業 F 2 幹線用水路測量設計（その 2）業務報告書	1 式
11	令和 5 年度 八郎潟農業水利事業 生態系モニタリング調査業務報告書	1 式
12	生態系モニタリング計画（案）令和 6 年 2 月	1 式
13	その他必要と認められる資料	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-3 条

- 第2－1条、第2－2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
  - (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
  - (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があつた場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

### 第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。  
なお、詳細は別紙－1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

「作業項目表」

作業項目	作業数量	備考
生態系モニタリング調査		
1. 計画準備	1式	
2. 現地踏査	1式	
3. 学識経験者からの指導・助言	1式	
4. 生態系モニタリング計画（案）の検討	1式	
5. モニタリング調査		
5－1. 鳥類の調査	1式	
6. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

### 第3－2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 特に留意する点がある場合には、業務報告書等に記載するものとする。
- (3) 受注者は業務実施中に疑義を生じた場合、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守し、作業の安全を図らなければならない。
- (5) 別紙－1「作業項目内訳表」3. 学識経験者からの指導・助言に示す国営八郎潟地区環境配慮検討委員会（以下「委員会」という。）に係る学識経験者への謝金については、本

業務で支払うものとする。

- (6) モニタリング調査は、調査計画について学識経験者に確認し、その後実施するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化について)

### 第3－3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1. から4. によりこれを実施するものとする。

#### 1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### 2. 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。  
(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1. の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。  
(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。  
(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### 4. 写真の納品

受注者は、3. に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.htm>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### 5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4－1条

共通仕様書第1－10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手段階

第2回 中間打合せ（生態系モニタリング調査作業計画作成段階）

第3回 中間打合せ（生態系モニタリング計画（案）の検討取りまとめ段階）

第4回 中間打合せ（生態系モニタリング調査結果取りまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せは、原則として、WEB会議システムにより実施するものとし、実施方法については、第1回打合せ前に監督職員に確認するものとする。なお、対面での打合せの必要がある場合は監督職員と協議するものとする。

(調査結果の報告及び委員会資料事前説明)

### 第4－2条

委員会の開催前に学識経験者へ調査結果の報告及び委員会資料の事前説明を管理技術者が行うものとする。

(委員会出席)

### 第4－3条

別紙－1「作業項目内訳表」3. 学識経験者からの指導・助言に示す委員会については、管理技術者が出席するものとする。

委員会の日時、場所等の詳細については、監督職員が指示する。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

#### 1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

(成果物の提出先)

### 第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県南秋田郡大潟村東1－1

東北農政局八郎潟農業水利事業所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (6) 学識経験者の指導・助言等により、調査検討作業の変更・追加が生じた場合
- (7) その他

## 第7章 業務管理

(業務管理)

### 第7－1条

情報共有システムの業務について、次によるものとする。

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
2. 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 【作業項目内訳表】

## 生態系モニタリング調査

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 計画準備	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、業務計画書を作成する。	○
2. 現地踏査	現地踏査を実施し、モニタリング地点・調査方法等について現地確認を行う。	○
3. 学識経験者からの指導・助言	八郎潟農業水利事業所が主催する国営八郎潟地区環境配慮検討委員会において、モニタリング計画（案）の更新について、学識経験者からの指導・助言を得るための検討委員会資料作成、議事録の作成を行う。（1回）	○
4. 生態系モニタリング計画（案）の検討	3. の内容を踏まえ、次年度のモニタリング計画（案）の検討、作成を行う。	○
5. モニタリング調査	工事施工による生態系への影響を確認するため、モニタリング調査を行う。確認された生物種の記録・同定を行い、このうち重要な種については個体数と確認位置を記録する。	
5-1 鳥類の調査	ヨシ原や防災林で繁殖するチュウヒやアリスイ等の営巣地の調査、越冬するヒシクイやチュウヒ等の越冬期及び厳冬期の状況やねぐらの位置の調査を行う。 ○調査時期 ・繁殖期の調査（5月～8月） ・越冬期の調査（11月～1月） ・厳冬期の調査（2月） ○調査対象工事 ・A 1～4 幹線用水路工事（繁殖期・越冬期） ・F 2 幹線用水路工事（厳冬期）	○
6. 点検取りまとめ	業務成果資料の点検及び取りまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

